

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和 6 年 4 月施行版)
由布市

- 1 A 2 介護予防訪問介護相当サービス
- 2 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 3 介護予防訪問介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 3 訪問型サービス A
- 5 A 6 介護予防通所介護相当サービス
- 2 A 7 介護予防通所介護相当サービス（3割負担用）
- 3 A 7 介護予防通所介護相当サービス（4割負担用）
- 4 A 7 通所型サービス A

※令和 6 年度より市の事業名称が変更となっています。

国	令和 6 年度～	～令和 5 年度
訪問型サービス（独自）	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自・定率）	訪問型サービス A	訪問自立支援強化型サービス
通所型サービス（独自）	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス（独自）
通所型サービス（独自・定率）	通所型サービス A	通所自立支援強化型サービス

別表第 1－1（第 6 条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表介護予防訪問介護相当サービス

A2 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)		1176	1 月につき	
A2	2111	訪問型サービス 1 1 日割		1,176単位		39	1 日につき	
A2	1211	訪問型サービス 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)		2349	1 月につき	
A2	2211	訪問型サービス 1 2 日割		2,349単位		77	1 日につき	
A2	1321	訪問型サービス 1 3		(3) 事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度)		3727	1 月につき	
A2	2321	訪問型サービス 1 3 日割		3,722単位		123	1 日につき	
A2	2411	訪問型サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1 回につき	
A2	2511	訪問型サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	179		
A2	2621	訪問型サービス 2 3			(二) 所用時間 4 5 分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	所定単位数の1%減算	-12	1 月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	-1	1 日につき
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2			対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	所定単位数の1%減算	-23	1 月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割				所定単位数の1%減算	-1	1 日につき
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3			対象者・要支援 2 (週2回を超える程度)	所定単位数の1%減算	-37	1 月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割				所定単位数の1%減算	-1	1 日につき
A2	C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	所定単位数の1%減算		-3	1 回につき
A2	C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	-2	
A2	C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所用時間 4 5 分以上の場合	-2	
A2	C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	所定単位数の1%減算	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1 月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			1 月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算			1 日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1 回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			1 月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算			1 日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算			1 回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1 月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1 日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1 回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算		100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200		
	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算 (1 月につき、1 月 1 回まで)		50		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			1 月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算				
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算				
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算				
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算				
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員特定処遇改善加算	(1) 介護職員特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の63/1000			1 月につき	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の42/1000				
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の24/1000				

別表第1－2（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表（3割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	2001	訪問型サービスⅠ（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	70%	1,176 1月につき
A3	2003	訪問型サービスⅠ日割（制限）		1,176単位	70%	39 1日につき
A3	2005	訪問型サービスⅡ（制限）		(2) 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	70%	2,349 1月につき
A3	2007	訪問型サービスⅡ日割（制限）		2,349単位	70%	77 1日につき
A3	2009	訪問型サービスⅢ（制限）		(3) 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	70%	3,727 1月につき
A3	2011	訪問型サービスⅢ日割（制限）		3,727単位	70%	123 1日につき
A3	2013	訪問型サービスⅣ（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	70%	287
A3	2015	訪問型サービスⅤ（制限）		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	70%	179
A3	2017	訪問型サービスⅥ（制限）		(二) 所用時間45分以上の場合	70%	220
A3	2019	訪問型短時間サービス（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	70%	163
A3	2109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1（制限）		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	70%
A3	2110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.1日割（制限）			1単位減算	70%
A3	2111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2（制限）			23単位減算	70%
A3	2112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2日割（制限）			1単位減算	70%
A3	2113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3（制限）			37単位減算	70%
A3	2114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3日割（制限）			1単位減算	70%
A3	2115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.1（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	70%
A3	2116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.2（制限）		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	70%
A3	2117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.3（制限）		(二) 所用時間45分以上の場合	2単位減算	70%
A3	2118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	70%
A3	6001	訪問型サービス同一建物減算1	(1) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	70%	
A3	6003	訪問型サービス同一建物減算2	(2) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	70%	
A3	6002	訪問型サービス同一建物減算3	(3) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	70%	
A3	2021	訪問型サービス特別地域加算1（制限）	特別地域加算	週1回程度	1,176単位の15%加算	70%
A3	2023	訪問型サービス特別地域加算1日割（制限）			39単位の15%加算	70%
A3	2040	訪問型サービス特別地域加算2（制限）		週2回程度	2,349単位の15%加算	70%
A3	2041	訪問型サービス特別地域加算2日割（制限）			77単位の15%加算	70%
A3	2042	訪問型サービス特別地域加算3（制限）		週2回を超える程度	3,727単位の15%加算	70%
A3	2043	訪問型サービス特別地域加算3日割（制限）			123単位の15%加算	70%
A3	2022	訪問型サービス特別地域加算1・同一1（制限）		週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の15%加算	70%
A3	2044	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一1（制限）			35単位の15%加算	70%
A3	2119	訪問型サービス特別地域加算1・同一2（制限）		週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の15%加算	70%
A3	2120	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一2（制限）			33単位の15%加算	70%
A3	2121	訪問型サービス特別地域加算1・同一3（制限）		週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の15%加算	70%
A3	2122	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一3（制限）			34単位の15%加算	70%
A3	2045	訪問型サービス特別地域加算2・同一1（制限）		週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の15%加算	70%
A3	2046	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一1（制限）			69単位の15%加算	70%
A3	2123	訪問型サービス特別地域加算2・同一2（制限）		週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の15%加算	70%
A3	2124	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一2（制限）			65単位の15%加算	70%
A3	2125	訪問型サービス特別地域加算2・同一3（制限）		週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の15%加算	70%
A3	2126	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一3（制限）			68単位の15%加算	70%
A3	2047	訪問型サービス特別地域加算3・同一1（制限）		週2回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の15%加算	70%
A3	2048	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一1（制限）			111単位の15%加算	70%
A3	2127	訪問型サービス特別地域加算3・同一2（制限）		週2回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の15%加算	70%
A3	2128	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一2（制限）			105単位の15%加算	70%
A3	2129	訪問型サービス特別地域加算3・同一3（制限）		週2回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の15%加算	70%
A3	2130	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一3（制限）			108単位の15%加算	70%
A3	2024	訪問型サービス小規模事業所加算1（制限）	中山間地域等における小規模事業所加算	週1回程度	1,176単位の10%加算	70%
A3	2025	訪問型サービス小規模事業所加算1日割（制限）			39単位の10%加算	70%
A3	2049	訪問型サービス小規模事業所加算2（制限）		週2回程度	2,349単位の10%加算	70%
A3	2050	訪問型サービス小規模事業所加算2日割（制限）			77単位の10%加算	70%
A3	2051	訪問型サービス小規模事業所加算3（制限）		週2回を超える程度	3,727単位の10%加算	70%
A3	2052	訪問型サービス小規模事業所加算3日割（制限）			123単位の10%加算	70%
A3	2026	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一1（制限）		週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の10%加算	70%
A3	2053	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一1（制限）			35単位の10%加算	70%
A3	2131	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一2（制限）		週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の10%加算	70%
A3	2132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一2（制限）			33単位の10%加算	70%
A3	2133	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一3（制限）		週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の10%加算	70%
A3	2134	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一3（制限）			34単位の10%加算	70%
A3	2054	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一1（制限）		週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の10%加算	70%

A3	2055	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同-1 (制限)	コホーレンスケアセンター 在宅介護支援センター 20人以上にサービスを行う場合	69単位の10%加算	70%	7	1日につき
A3	2135	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同-2 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の10%加算	70%	200	1月につき
A3	2136	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同-2 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	65単位の10%加算	70%	7	1日につき
A3	2137	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同-3 (制限)	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	2,067単位の10%加算	70%	207	1月につき
A3	2138	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同-3 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	68単位の10%加算	70%	7	1日につき
A3	2056	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同-1 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の10%加算	70%	335	1月につき
A3	2057	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同-1 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	111単位の10%加算	70%	11	1日につき
A3	2139	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同-2 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の10%加算	70%	317	1月につき
A3	2140	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同-2 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	105単位の10%加算	70%	10	1日につき
A3	2141	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同-3 (制限)	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	3,280単位の10%加算	70%	328	1月につき
A3	2142	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同-3 (制限)	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	108単位の10%加算	70%	11	1日につき
A3	2027	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1 (制限)	週 1 回程度	1,176単位の5%加算	70%	59	1月につき
A3	2028	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割 (制限)	週 1 回程度	39単位の5%加算	70%	2	1日につき
A3	2029	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2 (制限)	週 2 回程度	2,349単位の5%加算	70%	117	1月につき
A3	2058	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割 (制限)	週 2 回程度	77単位の5%加算	70%	4	1日につき
A3	2059	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3 (制限)	週 2 回を超える程度	3,727単位の5%加算	70%	186	1月につき
A3	2060	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割 (制限)	週 2 回を超える程度	123単位の5%加算	70%	6	1日につき
A3	2061	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1・同-1 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の5%加算	70%	53	1月につき
A3	2062	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割・同-1 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35単位の5%加算	70%	2	1日につき
A3	2143	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同-2 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の5%加算	70%	50	1月につき
A3	2144	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同-2 (制限)	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	33単位の5%加算	70%	2	1日につき
A3	2145	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同-3 (制限)	週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	1,035単位の5%加算	70%	52	1月につき
A3	2146	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同-3 (制限)	週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	34単位の5%加算	70%	2	1日につき
A3	2063	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同-1 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の5%加算	70%	106	1月につき
A3	2064	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同-1 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69単位の5%加算	70%	3	1日につき
A3	2147	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同-2 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の5%加算	70%	100	1月につき
A3	2148	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同-2 (制限)	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	65単位の5%加算	70%	3	1日につき
A3	2149	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同-3 (制限)	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	2,067単位の5%加算	70%	103	1月につき
A3	2150	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同-3 (制限)	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	68単位の5%加算	70%	3	1日につき
A3	2065	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同-1 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の5%加算	70%	168	1月につき
A3	2066	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同-1 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	111単位の5%加算	70%	6	1日につき
A3	2151	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同-2 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の5%加算	70%	158	1月につき
A3	2152	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同-2 (制限)	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	105単位の5%加算	70%	5	1日につき
A3	2153	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同-3 (制限)	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	3,280単位の5%加算	70%	164	1月につき
A3	2154	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同-3 (制限)	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	108単位の5%加算	70%	5	1日につき
A3	2030	訪問型サービス初回加算 (制限)	チ 初回加算	200単位加算	70%	200	
A3	2031	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I (制限)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I) 100単位加算	70%	100	
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II (制限)		(2)生活機能向上連携加算 (II) 200単位加算	70%	200	
A3	2033	訪問型サービス処遇改善加算 I 1 (制限)		(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,176単位の137/1000 加算	70%	161	
A3	2034	訪問型サービス処遇改善加算 II 1 (制限)		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,176単位の100/1000 加算	70%	118	
A3	2035	訪問型サービス処遇改善加算 III 1 (制限)		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,176単位の55/1000 加算	70%	65	
A3	2036	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1 (制限)		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	59	
A3	2037	訪問型サービス処遇改善加算 V 1 (制限)		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	52	
A3	2067	訪問型サービス処遇改善加算 I 2 (制限)		(1)介護職員処遇改善加算 (I) 2,349単位の137/1000 加算	70%	322	
A3	2068	訪問型サービス処遇改善加算 II 2 (制限)		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 2,349単位の100/1000 加算	70%	235	
A3	2069	訪問型サービス処遇改善加算 III 2 (制限)		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 2,349単位の55/1000 加算	70%	129	
A3	2070	訪問型サービス処遇改善加算 IV 2 (制限)		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	116	
A3	2071	訪問型サービス処遇改善加算 V 2 (制限)		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	103	
A3	2072	訪問型サービス処遇改善加算 I 3 (制限)		(1)介護職員処遇改善加算 (I) 3,727単位の137/1000 加算	70%	511	
A3	2073	訪問型サービス処遇改善加算 II 3 (制限)		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 3,727単位の100/1000 加算	70%	373	
A3	2074	訪問型サービス処遇改善加算 III 3 (制限)		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 3,727単位の55/1000 加算	70%	205	
A3	2075	訪問型サービス処遇改善加算 IV 3 (制限)		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	185	
A3	2076	訪問型サービス処遇改善加算 V 3 (制限)		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	164	
A3	2077	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同-1 (制限)		(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,058単位の137/1000 加算	70%	145	
A3	2078	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同-1 (制限)		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,058単位の100/1000 加算	70%	106	
A3	2079	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同-1 (制限)		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,058単位の55/1000 加算	70%	58	
A3	2080	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同-1 (制限)		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	52	
A3	2081	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同-1 (制限)		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	46	
A3	2155	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同-2 (制限)		(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,000単位の137/1000 加算	70%	137	
A3	2156	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同-2 (制限)		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,000単位の100/1000 加算	70%	100	
A3	2157	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同-2 (制限)		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,000単位の55/1000 加算	70%	55	
A3	2158	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同-2 (制限)		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	50	
A3	2159	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同-2 (制限)		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	44	
A3	2160	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同-3 (制限)		(1)介護職員処遇改善加算 (I) 1,035単位の137/1000 加算	70%	142	
A3	2161	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同-3 (制限)		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 1,035単位の100/1000 加算	70%	104	
A3	2162	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同-3 (制限)		(3)介護職員処遇改善加算 (III) 1,035単位の55/1000 加算	70%	57	
A3	2163	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同-3 (制限)		(4)介護職員処遇改善加算 (IV) (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	51	
A3	2164	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同-3 (制限)		(5)介護職員処遇改善加算 (V) (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	46	

A3	2082	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2,114単位の137/1000 加算	70%	290	
A3	2083	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2,114単位の100/1000 加算	70%	211	
A3	2084	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2,114単位の55/1000 加算	70%	116	
A3	2085	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	104	
A3	2086	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	93	
A3	2165	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・同一2（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1,997単位の137/1000 加算	70%	274	
A3	2166	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・同一2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1,997単位の100/1000 加算	70%	200	
A3	2167	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・同一2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1,997単位の55/1000 加算	70%	110	
A3	2168	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・同一2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	99	
A3	2169	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・同一2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	88	
A3	2170	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・同一3（制限）	週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2,067単位の137/1000 加算	70%	283	
A3	2171	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一3（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2,067単位の100/1000 加算	70%	207	
A3	2172	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・同一3（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2,067単位の55/1000 加算	70%	114	
A3	2173	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・同一3（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	103	
A3	2174	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・同一3（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	91	
A3	2087	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3,354単位の137/1000 加算	70%	459	1月につき
A3	2088	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3,354単位の100/1000 加算	70%	335	
A3	2089	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 3・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3,354単位の55/1000 加算	70%	184	
A3	2090	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 3・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	166	
A3	2091	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	147	
A3	2175	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 3・同一2（制限）	週2回を超える程度度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3,168単位の137/1000 加算	70%	434	
A3	2176	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3,168単位の100/1000 加算	70%	317	
A3	2177	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 3・同一2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3,168単位の55/1000 加算	70%	174	
A3	2178	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 3・同一2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	157	
A3	2179	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3・同一2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	139	
A3	2180	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 3・同一3（制限）	週2回を超える程度度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3,280単位の137/1000 加算	70%	449	
A3	2181	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一3（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3,280単位の100/1000 加算	70%	328	
A3	2182	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 3・同一3（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3,280単位の55/1000 加算	70%	180	
A3	2183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 3・同一3（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	70%	162	
A3	2184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3・同一3（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	70%	144	
A3	2038	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1（制限）	週1回程度	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,176単位の63/1000	70%	74	
A3	2039	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,176単位の42/1000	70%	49	
A3	2092	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2（制限）	週2回程度	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2,349単位の63/1000	70%	148	
A3	2093	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2,349単位の42/1000	70%	99	
A3	2094	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3（制限）	週2回を超える程度	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,727単位の63/1000	70%	235	
A3	2095	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,727単位の42/1000	70%	157	
A3	2096	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・同一1（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,058単位の63/1000	70%	67	
A3	2097	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・同一1（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,058単位の42/1000	70%	44	
A3	2185	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・同一2（制限）	週1回程度度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,000単位の63/1000	70%	63	
A3	2186	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・同一2（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,000単位の42/1000	70%	42	
A3	2187	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・同一3（制限）	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,035単位の63/1000	70%	65	
A3	2188	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・同一3（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,035単位の42/1000	70%	43	
A3	2098	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・同一1（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2,114単位の63/1000	70%	133	
A3	2099	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・同一1（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2,114単位の42/1000	70%	89	
A3	2189	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・同一2（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,997単位の63/1000	70%	126	
A3	2190	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・同一2（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,997単位の42/1000	70%	84	
A3	2191	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・同一3（制限）	週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2,067単位の63/1000	70%	130	
A3	2192	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・同一3（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2,067単位の42/1000	70%	87	
A3	2100	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3・同一1（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,354単位の63/1000	70%	211	
A3	2101	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3・同一1（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,354単位の42/1000	70%	141	
A3	2193	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3・同一2（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,168単位の63/1000	70%	200	
A3	2194	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3・同一2（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,168単位の42/1000	70%	133	
A3	2195	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3・同一3（制限）	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,280単位の63/1000	70%	207	
A3	2196	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3・同一3（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,280単位の42/1000	70%	138	
A3	2102	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ（制限）	週1回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,176単位の24/1000	70%	28	
A3	2103	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ（制限）	週2回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 2,349単位の24/1000	70%	56	
A3	2104	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅲ（制限）	週2回を超える程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,727単位の24/1000	70%	89	
A3	2105	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・同一1（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,058単位の24/1000	70%	25	
A3	2197	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・同一2（制限）		介護職員等ベースアップ等支援加算 1,000単位の24/1000	70%	24	
A3	2198	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・同一3（制限）	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,035単位の24/1000	70%	25	
A3	2106	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ 2・同一1（制限）		介護職員等ベースアップ等支援加算 2,114単位の24/1000	70%	51	
A3	2199	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ 2・同一2（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,997単位の24/1000	70%	48	
A3	2200	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ 2・同一3（制限）		介護職員等ベースアップ等支援加算 2,067単位の24/1000	70%	50	
A3	2107	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅲ 3・同一1（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,354単位の24/1000	70%	80	

A3	2201	訪問型サービスベースアップ等支援加算 1.3・同-2 (制限)	週2回を超える程度週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,168単位の24/1000	70%	76
A3	2202	訪問型サービスベースアップ等支援加算 1.3・同-3 (制限)	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,280単位の24/1000	70%	79

別表第1－3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表介護予防訪問介護相当サービス

A3 介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表（4割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	3001	訪問型サービスⅠ（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	60%	1,176 1月につき
A3	3003	訪問型サービスⅠ日割（制限）		1,176単位	60%	39 1日につき
A3	3005	訪問型サービスⅡ（制限）		(2) 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	60%	2,349 1月につき
A3	3007	訪問型サービスⅡ日割（制限）		2,349単位	60%	77 1日につき
A3	3009	訪問型サービスⅢ（制限）		(3) 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	60%	3,727 1月につき
A3	3011	訪問型サービスⅢ日割（制限）		3,727単位	60%	123 1日につき
A3	3013	訪問型サービスⅣ（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	60%	287
A3	3015	訪問型サービスⅤ（制限）		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	60%	179
A3	3017	訪問型サービスⅥ（制限）		(二) 所用時間45分以上の場合	60%	220
A3	3019	訪問型短時間サービス（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	60%	163
A3	3109	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12単位減算	60%
A3	3110	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.1日割（制限）			1単位減算	60%
A3	3111	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2（制限）		(2) 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23単位減算	60%
A3	3112	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.2日割（制限）			1単位減算	60%
A3	3113	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3（制限）		(3) 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	37単位減算	60%
A3	3114	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算1.3日割（制限）			1単位減算	60%
A3	3115	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.1（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	60%
A3	3116	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.2（制限）		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	60%
A3	3117	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算2.3（制限）		(二) 所用時間45分以上の場合	2単位減算	60%
A3	3118	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間（制限）		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	60%
A3	6001	訪問型サービス同一建物減算1	(1) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	60%	
A3	6003	訪問型サービス同一建物減算2	(2) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	60%	
A3	6002	訪問型サービス同一建物減算3	(3) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	60%	
A3	3021	訪問型サービス特別地域加算1（制限）	週1回程度	1,176単位の15%加算	60%	176 1月につき
A3	3022	訪問型サービス特別地域加算1日割（制限）		39単位の15%加算	60%	6 1日につき
A3	3023	訪問型サービス特別地域加算2（制限）	週2回程度	2,349単位の15%加算	60%	352 1月につき
A3	3040	訪問型サービス特別地域加算2日割（制限）		77単位の15%加算	60%	12 1日につき
A3	3041	訪問型サービス特別地域加算3（制限）	週2回を超える程度	3,727単位の15%加算	60%	559 1月につき
A3	3042	訪問型サービス特別地域加算3日割（制限）		123単位の15%加算	60%	18 1日につき
A3	3043	訪問型サービス特別地域加算1・同一1（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の15%加算	60%	159 1月につき
A3	3044	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一1（制限）		35単位の15%加算	60%	5 1日につき
A3	3119	訪問型サービス特別地域加算1・同一2（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	999単位の15%加算	60%	150 1月につき
A3	3120	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一2（制限）		33単位の15%加算	60%	5 1日につき
A3	3121	訪問型サービス特別地域加算1・同一3（制限）	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,034単位の15%加算	60%	155 1月につき
A3	3122	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一3（制限）		34単位の15%加算	60%	5 1日につき
A3	3045	訪問型サービス特別地域加算2・同一1（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の15%加算	60%	317 1月につき
A3	3046	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一1（制限）		69単位の15%加算	60%	10 1日につき
A3	3123	訪問型サービス特別地域加算2・同一2（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,996単位の15%加算	60%	299 1月につき
A3	3124	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一2（制限）		65単位の15%加算	60%	10 1日につき
A3	3125	訪問型サービス特別地域加算2・同一3（制限）	週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の15%加算	60%	310 1月につき
A3	3126	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一3（制限）		67単位の15%加算	60%	10 1日につき
A3	3047	訪問型サービス特別地域加算3・同一1（制限）	週2回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の15%加算	60%	503 1月につき
A3	3048	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一1（制限）		110単位の15%加算	60%	17 1日につき
A3	3127	訪問型サービス特別地域加算3・同一2（制限）	週2回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,167単位の15%加算	60%	475 1月につき
A3	3128	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一2（制限）		104単位の15%加算	60%	16 1日につき
A3	3129	訪問型サービス特別地域加算3・同一3（制限）	週2回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,279単位の15%加算	60%	492 1月につき
A3	3130	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一3（制限）		108単位の15%加算	60%	16 1日につき
A3	3024	訪問型サービス小規模事業所加算1（制限）	週1回程度	1,176単位の10%加算	60%	118 1月につき
A3	3025	訪問型サービス小規模事業所加算1日割（制限）		39単位の10%加算	60%	4 1日につき
A3	3026	訪問型サービス小規模事業所加算2（制限）	週2回程度	2,349単位の10%加算	60%	235 1月につき
A3	3049	訪問型サービス小規模事業所加算2日割（制限）		77単位の10%加算	60%	8 1日につき
A3	3050	訪問型サービス小規模事業所加算3（制限）	週2回を超える程度	3,727単位の10%加算	60%	373 1月につき
A3	3051	訪問型サービス小規模事業所加算3日割（制限）		123単位の10%加算	60%	12 1日につき
A3	3052	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一1（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の10%加算	60%	106 1月につき
A3	3053	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一1（制限）		35単位の10%加算	60%	4 1日につき
A3	3131	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一2（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	999単位の10%加算	60%	100 1月につき
A3	3132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一2（制限）		33単位の10%加算	60%	3 1日につき
A3	3133	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一3（制限）	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,034単位の10%加算	60%	103 1月につき
A3	3134	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一3（制限）		34単位の10%加算	60%	3 1日につき
A3	3054	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一1（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者	2,114単位の10%加算	60%	211 1月につき

A3	3055	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同-1（制限）	コホーレンスケアセンター 20人以上にサービスを行う場合	69単位の10%加算	60%	7	1 日につき
A3	3135	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同-2（制限）	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,996単位の10%加算	60%	200	1 月につき
A3	3136	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同-2（制限）	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	65単位の10%加算	60%	7	1 日につき
A3	3137	訪問型サービス小規模事業所加算 2・同-3（制限）	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	2,067単位の10%加算	60%	207	1 月につき
A3	3138	訪問型サービス小規模事業所加算 2 日割・同-3（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	67単位の10%加算	60%	7	1 日につき
A3	3056	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同-1（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の10%加算	60%	335	1 月につき
A3	3057	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同-1（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110単位の10%加算	60%	11	1 日につき
A3	3139	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同-2（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,167単位の10%加算	60%	317	1 月につき
A3	3140	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同-2（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	104単位の10%加算	60%	10	1 日につき
A3	3141	訪問型サービス小規模事業所加算 3・同-3（制限）	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	3,279単位の10%加算	60%	328	1 月につき
A3	3142	訪問型サービス小規模事業所加算 3 日割・同-3（制限）	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	108単位の10%加算	60%	11	1 日につき
A3	3027	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1（制限）	週 1 回程度	1,176単位の5%加算	60%	59	1 月につき
A3	3028	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割（制限）	週 1 回程度	39単位の5%加算	60%	2	1 日につき
A3	3029	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2（制限）	週 2 回程度	2,349単位の5%加算	60%	117	1 月につき
A3	3058	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割（制限）	週 2 回程度	77単位の5%加算	60%	4	1 日につき
A3	3059	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3（制限）	週 2 回を超える程度	3,727単位の5%加算	60%	186	1 月につき
A3	3060	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割（制限）	週 2 回を超える程度	123単位の5%加算	60%	6	1 日につき
A3	3061	訪問型サービス中山間地域等提供加算 1・同-1（制限）	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の5%加算	60%	53	1 月につき
A3	3062	訪問型サービス中山間地域等加算 1 日割・同-1（制限）	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35単位の5%加算	60%	2	1 日につき
A3	3143	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同-2（制限）	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	999単位の5%加算	60%	50	1 月につき
A3	3144	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同-2（制限）	週 1 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	33単位の5%加算	60%	2	1 日につき
A3	3145	訪問型サービス小規模事業所加算 1・同-3（制限）	週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	1,034単位の5%加算	60%	52	1 月につき
A3	3146	訪問型サービス小規模事業所加算 1 日割・同-3（制限）	週 1 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	34単位の5%加算	60%	2	1 日につき
A3	3063	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同-1（制限）	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の5%加算	60%	106	1 月につき
A3	3064	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同-1（制限）	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69単位の5%加算	60%	3	1 日につき
A3	3147	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同-2（制限）	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,996単位の5%加算	60%	100	1 月につき
A3	3148	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同-2（制限）	週 2 回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	65単位の5%加算	60%	3	1 日につき
A3	3149	訪問型サービス中山間地域等提供加算 2・同-3（制限）	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	2,067単位の5%加算	60%	103	1 月につき
A3	3150	訪問型サービス中山間地域等加算 2 日割・同-3（制限）	週 2 回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	67単位の5%加算	60%	3	1 日につき
A3	3065	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同-1（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の5%加算	60%	168	1 月につき
A3	3066	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同-1（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110単位の5%加算	60%	6	1 日につき
A3	3151	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同-2（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,167単位の5%加算	60%	158	1 月につき
A3	3152	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同-2（制限）	週 2 回を超えて事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	104単位の5%加算	60%	5	1 日につき
A3	3153	訪問型サービス中山間地域等提供加算 3・同-3（制限）	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	3,279単位の5%加算	60%	164	1 月につき
A3	3154	訪問型サービス中山間地域等加算 3 日割・同-3（制限）	週 2 回を超えて同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合	108単位の5%加算	60%	5	1 日につき
A3	3030	訪問型サービス初回加算（制限）	チ 初回加算	200単位加算	60%	200	
A3	3031	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I（制限）	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（I）100単位加算	60%	100	
A3	3032	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II（制限）		(2)生活機能向上連携加算（II）200単位加算	60%	200	
A3	3033	訪問型サービス処遇改善加算 I 1（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（I）1,176単位の137/1000 加算	60%	161	
A3	3034	訪問型サービス処遇改善加算 II 1（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（II）1,176単位の100/1000 加算	60%	118	
A3	3035	訪問型サービス処遇改善加算 III 1（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（III）1,176単位の55/1000 加算	60%	65	
A3	3036	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（IV）（3）で算定した単位数の 90%加算	60%	58	
A3	3037	訪問型サービス処遇改善加算 V 1（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（V）（3）で算定した単位数の 80%加算	60%	52	
A3	3067	訪問型サービス処遇改善加算 I 2（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（I）2,349単位の137/1000 加算	60%	322	
A3	3068	訪問型サービス処遇改善加算 II 2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（II）2,349単位の100/1000 加算	60%	235	
A3	3069	訪問型サービス処遇改善加算 III 2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（III）2,349単位の55/1000 加算	60%	129	
A3	3070	訪問型サービス処遇改善加算 IV 2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（IV）（3）で算定した単位数の 90%加算	60%	116	
A3	3071	訪問型サービス処遇改善加算 V 2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（V）（3）で算定した単位数の 80%加算	60%	103	
A3	3072	訪問型サービス処遇改善加算 I 3（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（I）3,727単位の137/1000 加算	60%	511	
A3	3073	訪問型サービス処遇改善加算 II 3（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（II）3,727単位の100/1000 加算	60%	373	
A3	3074	訪問型サービス処遇改善加算 III 3（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（III）3,727単位の55/1000 加算	60%	205	
A3	3075	訪問型サービス処遇改善加算 IV 3（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（IV）（3）で算定した単位数の 90%加算	60%	184	
A3	3076	訪問型サービス処遇改善加算 V 3（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（V）（3）で算定した単位数の 80%加算	60%	164	
A3	3077	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同-1（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（I）1,058単位の137/1000 加算	60%	145	
A3	3078	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同-1（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（II）1,058単位の100/1000 加算	60%	106	
A3	3079	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同-1（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（III）1,058単位の55/1000 加算	60%	58	
A3	3080	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同-1（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（IV）（3）で算定した単位数の 90%加算	60%	52	
A3	3081	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同-1（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（V）（3）で算定した単位数の 80%加算	60%	46	
A3	3155	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同-2（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（I）999単位の137/1000 加算	60%	137	
A3	3156	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同-2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（II）999単位の100/1000 加算	60%	100	
A3	3157	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同-2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（III）999単位の55/1000 加算	60%	55	
A3	3158	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同-2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（IV）（3）で算定した単位数の 90%加算	60%	50	
A3	3159	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同-2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（V）（3）で算定した単位数の 80%加算	60%	44	
A3	3160	訪問型サービス処遇改善加算 I 1・同-3（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（I）1,034単位の137/1000 加算	60%	142	
A3	3161	訪問型サービス処遇改善加算 II 1・同-3（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（II）1,034単位の100/1000 加算	60%	104	
A3	3162	訪問型サービス処遇改善加算 III 1・同-3（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（III）1,034単位の55/1000 加算	60%	57	
A3	3163	訪問型サービス処遇改善加算 IV 1・同-3（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（IV）（3）で算定した単位数の 90%加算	60%	51	
A3	3164	訪問型サービス処遇改善加算 V 1・同-3（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（V）（3）で算定した単位数の 80%加算	60%	46	

A3	3082	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2,114単位の137/1000 加算	60%	290	
A3	3083	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2,114単位の100/1000 加算	60%	211	
A3	3084	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2,114単位の55/1000 加算	60%	116	
A3	3085	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	60%	104	
A3	3086	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	60%	93	
A3	3165	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1,996単位の137/1000 加算	60%	274	
A3	3166	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1,996単位の100/1000 加算	60%	200	
A3	3167	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1,996単位の55/1000 加算	60%	110	
A3	3168	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	60%	99	
A3	3169	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	60%	88	
A3	3170	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）	週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2,067単位の137/1000 加算	60%	283	
A3	3171	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2,067単位の100/1000 加算	60%	207	
A3	3172	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2,067単位の55/1000 加算	60%	114	
A3	3173	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	60%	103	
A3	3174	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	60%	91	
A3	3087	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3,354単位の137/1000 加算	60%	459	1月につき
A3	3088	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3,354単位の100/1000 加算	60%	335	
A3	3089	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 3・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3,354単位の55/1000 加算	60%	184	
A3	3090	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 3・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	60%	166	
A3	3091	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	60%	147	
A3	3175	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3,167単位の137/1000 加算	60%	434	
A3	3176	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3,167単位の100/1000 加算	60%	317	
A3	3177	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 3・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3,167単位の55/1000 加算	60%	174	
A3	3178	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 3・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	60%	157	
A3	3179	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	60%	139	
A3	3180	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3,279単位の137/1000 加算	60%	449	
A3	3181	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3,279単位の100/1000 加算	60%	328	
A3	3182	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 3・同一（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3,279単位の55/1000 加算	60%	180	
A3	3183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 3・同一（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算	60%	162	
A3	3184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3・同一（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算	60%	144	
A3	3038	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1（制限）	週1回程度	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,176単位の63/1000	60%	74	
A3	3039	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,176単位の42/1000	60%	49	
A3	3092	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2（制限）	週2回程度	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2,349単位の63/1000	60%	148	
A3	3093	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2,349単位の42/1000	60%	99	
A3	3094	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3（制限）	週2回を超える程度	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,727単位の63/1000	60%	235	
A3	3095	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,727単位の42/1000	60%	157	
A3	3096	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・同一（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,058単位の63/1000	60%	67	
A3	3097	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,058単位の42/1000	60%	44	
A3	3185	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・同一（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 999単位の63/1000	60%	63	
A3	3186	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 999単位の42/1000	60%	42	
A3	3187	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・同一（制限）	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,034単位の63/1000	60%	65	
A3	3188	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,034単位の42/1000	60%	43	
A3	3098	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2,114単位の63/1000	60%	133	
A3	3099	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2,114単位の42/1000	60%	89	
A3	3189	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,996単位の63/1000	60%	126	
A3	3190	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 1,996単位の42/1000	60%	84	
A3	3191	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・同一（制限）	週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2,067単位の63/1000	60%	130	
A3	3192	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2,067単位の42/1000	60%	87	
A3	3100	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,354単位の63/1000	60%	211	
A3	3101	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,354単位の42/1000	60%	141	
A3	3193	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,167単位の63/1000	60%	200	
A3	3194	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,167単位の42/1000	60%	133	
A3	3195	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 3・同一（制限）	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 3,279単位の63/1000	60%	207	
A3	3196	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 3・同一（制限）		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 3,279単位の42/1000	60%	138	
A3	3102	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ（制限）	週1回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,176単位の24/1000	60%	28	
A3	3103	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ（制限）	週2回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 2,349単位の24/1000	60%	56	
A3	3104	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅲ（制限）	週2回を超える程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,727単位の24/1000	60%	89	
A3	3105	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・同一（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,058単位の24/1000	60%	25	
A3	3197	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・同一（制限）	週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 999単位の24/1000	60%	24	
A3	3198	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・同一（制限）	週1回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,034単位の24/1000	60%	25	
A3	3106	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ 2・同一（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 2,114単位の24/1000	60%	51	
A3	3199	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ 2・同一（制限）	週2回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 1,996単位の24/1000	60%	48	
A3	3200	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅱ 2・同一（制限）	週2回程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 2,067単位の24/1000	60%	50	
A3	3107	訪問型サービスベースアップ等支援加算Ⅲ 3・同一（制限）	週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,354単位の24/1000	60%	80	

A3	3201	訪問型サービスベースアップ等支援加算 1.3・同-2 (制限)	週2回を超える程度週1回程度事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,167単位の24/1000	60%	76
A3	3202	訪問型サービスベースアップ等支援加算 1.3・同-3 (制限)	週2回を超える程度同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	介護職員等ベースアップ等支援加算 3,279単位の24/1000	60%	79

別表第1ー4（第6条関係）
由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 訪問型サービスA

その① 1割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A3	1010	1割 訪問型サービスAⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		保険給付率 90%	941	1月につき	
A3	1050	1割 訪問型サービスAⅡ		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		保険給付率 90%	1,879		
A3	1055	1割 訪問型サービスAⅢ		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		保険給付率 90%	2,981		
A3	1001	1割 訪問型サービスAⅣ 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 90%	230	1回につき	
A3	1002	1割 訪問型サービスAⅤ 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間20分以上45分未満の場合		保険給付率 90%		143
A3	1009	1割 訪問型サービスAⅥ 回数			（二）所用時間45分以上の場合		保険給付率 90%		176
A3	1008	1割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 90%	130		
A3	1006	1割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 90%	160	1月につき	
A3	1007	1割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 90%	80		

その② 2割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1060	2割 訪問型サービスAⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		保険給付率 80%	941	1月につき
A3	1065	2割 訪問型サービスAⅡ		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		保険給付率 80%	1,879	
A3	1070	2割 訪問型サービスAⅢ		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		保険給付率 80%	2,981	
A3	1011	2割 訪問型サービスAⅣ 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 80%	230	1回につき
A3	1012	2割 訪問型サービスAⅤ 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率 80%	143	
A3	1019	2割 訪問型サービスAⅥ 回数			（二）所用時間45分以上の場合	保険給付率 80%	176	
A3	1018	2割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 80%	130	
A3	1016	2割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 80%	160	1月につき
A3	1017	2割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 80%	80	

その③ 3割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1030	3割 訪問型サービスAⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		保険給付率70%	941	1月につき
A3	1035	3割 訪問型サービスAⅡ		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		保険給付率70%	1,879	
A3	1040	3割 訪問型サービスAⅢ		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）		保険給付率70%	2,981	
A3	1021	3割 訪問型サービスAⅣ 回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率70%	230	1回につき
A3	1022	3割 訪問型サービスAⅤ 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間20分以上45分未満の場合	保険給付率70%	143	
A3	1029	3割 訪問型サービスAⅥ 回数			（二）所用時間45分以上の場合	保険給付率70%	176	
A3	1028	3割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率70%	130	
A3	1026	3割 訪問型サービスA初回加算	ハ 初回加算			保険給付率70%	160	1月につき
A3	1027	3割 訪問型サービスA生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率70%	80	

その④ 4割負担の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1031	4割 訪問型サービス AⅠ	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度）		保険給付率 60%	941	1月につき
A3	1032	4割 訪問型サービス AⅡ		事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度）		保険給付率 60%	1,879	
A3	1033	4割 訪問型サービス AⅢ		事業対象者・要支援 2（週 2 回を超える程度）		保険給付率 60%	2,981	
A3	1034	4割 訪問型サービス AⅣ 回数	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		保険給付率 60%	230	1 回につき
A3	1036	4割 訪問型サービス AⅤ 回数		（2）生活援助が中心である場合	（一）所用時間 20 分以上 45 分未満の場合	保険給付率 60%	143	
A3	1037	4割 訪問型サービス AⅥ 回数			（二）所用時間 45 分以上の場合	保険給付率 60%	176	
A3	1041	4割 訪問型短時間サービス		（3）短時間の身体介護が中心である場合		保険給付率 60%	130	
A3	1038	4割 訪問型サービス A 初回加算	ハ 初回加算			保険給付率 60%	160	1月につき
A3	1039	4割 訪問型サービス A 生活機能向上加算	ニ 生活機能向上連携加算			保険給付率 60%	80	

別表第2-1（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A6 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	1,798	1 月につき	
A6	1112	通所型サービス 1 1 日割			59単位	59	1 日につき	
A6	1121	通所型サービス 1 2		事業対象者・要支援 2	3,621単位	3,621	1 月につき	
A6	1122	通所型サービス 1 2 日割			119単位	119	1 日につき	
A6	1113	通所型サービス 2 1 回数	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 (月 1 回から 4 回まで)	436単位	436	1 回につき	
A6	1123	通所型サービス 2 2 回数		事業対象者・要支援 2 (月 1 回から 8 回まで)	447単位	447		
A6	C 211	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18	1 月につき	
A6	C 212	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 11 日割			事業対象者・要支援 2	-1	1 日につき	
A6	C 213	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 12			-36	1 月につき		
A6	C 214	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 12 日割			-1	1 日につき		
A6	C 215	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-4	1 回につき	
A6	C 216	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 22			事業対象者・要支援 2	-4		
A6	D 211	通所型サービス業務継続計画未実施減算 11		業務継続計画未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-18	1 月につき
A6	D 212	通所型サービス業務継続計画未実施減算 11 日割				事業対象者・要支援 2	-1	1 日につき
A6	D 213	通所型サービス業務継続計画未実施減算 12				-36	1 月につき	
A6	D 214	通所型サービス業務継続計画未実施減算 12 日割				-1	1 日につき	
A6	D 215	通所型サービス業務継続計画未実施減算 21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	-4	1 回につき	
A6	D 216	通所型サービス業務継続計画未実施減算 22			事業対象者・要支援 2	-4		
A6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 376単位減算	-376	1 月につき	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2 752単位減算	-752			
A6	6207	通所型サービス同一建物減算 3		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94		1 回につき
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	47単位減算	-47	片道につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(限度額：イ 1・376単位/イ 2・752単位) / 月				
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5 % 加算			1 月につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5 % 加算			1 日につき	
A6	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100		
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6310	通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算		480		
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1 88単位加算	88		
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅱ		事業対象者・要支援 2 176単位加算	176			
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅲ		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1 72単位加算	72		
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅳ	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援 2 144単位加算	144			
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅴ		事業対象者・要支援 1 24単位加算	24			
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅵ		事業対象者・要支援 2 48単位加算	48			
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)		20単位加算	20	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	5	1 回につき	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護体制推進体制加算	40単位加算		40		
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 59/1000 加算				
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 43/1000 加算				
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算				
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			1 月につき	
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算				
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 12/1000 加算				
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 10/1000 加算				
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の 11/1000				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス１１・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	１月につき
A6	8002	通所型サービス１１日割・定超			59単位		41	１日につき
A6	8011	通所型サービス１２・定超		事業対象者・要支援２	3,621単位		2,535	１月につき
A6	8012	通所型サービス１２日割・定超			119単位		83	１日につき
A6	8003	通所型サービス２１回数・定超	ロ １月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ (１月１回から４回まで)	436単位		305	１回につき
A6	8013	通所型サービス２２回数・定超		事業対象者・要支援２ (１月１回から８回まで)	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠如の場合 ×70%	1,259 1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			単位		41 1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535 1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠					単位
A6	9003	通所型サービス21回数・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (月1回から4回まで)	436単位		305 1回につき
A6	9013	通所型サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 (月1回から8回まで)	447単位		313

別表第 2－2（第 6 条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A 7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表（3 割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	2001	通所型サービス11（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位		70%	1,798	1 月につき
A7	2002	通所型サービス11日割（制限）			59単位		70%	59	1 日につき
A7	2003	通所型サービス12（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位		70%	3,621	1 月につき
A7	2004	通所型サービス12日割（制限）			119単位		70%	119	1 日につき
A7	2005	通所型サービス21回数（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位		70%	436	1 回につき
A7	2006	通所型サービス22回数（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位		70%	447	
A7	2113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 11（制限）	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 18単位減算		70%	1,780	1 月につき
A7	2114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 11 日割（制限）			1単位減算		70%	58	1 日につき
A7	2115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 12（制限）			事業対象者・要支援 2 36単位減算		70%	3,585	1 月につき
A7	2116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 12 日割（制限）			1単位減算		70%	118	1 日につき
A7	2117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 21（制限）		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 4単位減算	70%	432	1 回につき	
A7	2118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算 22（制限）			事業対象者・要支援 2 4単位減算	70%	443		
A7	2119	通所型サービス業務継続計画未実施減算 11（制限）	業務継続計画未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 18単位減算		70%	1,780	1 月につき
A7	2120	通所型サービス業務継続計画未実施減算 11 日割（制限）			1単位減算		70%	58	1 日につき
A7	2121	通所型サービス業務継続計画未実施減算 12（制限）			事業対象者・要支援 2 36単位減算		70%	3,585	1 月につき
A7	2122	通所型サービス業務継続計画未実施減算 12 日割（制限）			1単位減算		70%	118	1 日につき
A7	2123	通所型サービス業務継続計画未実施減算 21（制限）		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 4単位減算	70%	432	1 回につき	
A7	2124	通所型サービス業務継続計画未実施減算 22（制限）			事業対象者・要支援 2 4単位減算	70%	443		
A7	2011	通所型サービス 11・同一建物 1（制限）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1 376単位減算		70%	1,422	1 月につき	
A7	2012	通所型サービス 12・同一建物 2（制限）		事業対象者・要支援 2 752単位減算		70%	2,869		
A7	2125	通所型サービス 21・同一建物 3（制限）		事業対象者・要支援 1 94単位減算		70%	342	1 回につき	
A7	2126	通所型サービス 22・同一建物 3（制限）		事業対象者・要支援 2 94単位減算		70%	353		
A7	2111	通所型サービス 11 日割・同一建物 1（制限）		事業対象者・要支援 1 12単位減算		70%	47	1 回につき	
A7	2112	通所型サービス 12 日割・同一建物 2（制限）		事業対象者・要支援 2 25単位減算		70%	94		
A7	2007	通所型サービス中山間地域等提供加算（制限）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5％加算		70%		1 月につき	
A7	2008	通所型サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数の 5％加算		70%		1 日につき	
A7	2009	通所型サービス中山間地域等加算回数（制限）		所定単位数の 5％加算		70%		1 回につき	
A7	2013	通所型生活上グループ活動加算（制限）	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100	1 月につき	
A7	2010	通所型サービス若年性認知症受入加算（制限）	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240		
A7	2015	通所型サービス栄養改善加算（制限）	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	70%	50		
A7	2100	通所型サービス栄養改善加算（制限）	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	70%	200		
A7	2016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ（制限）	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	70%		150
A7	2101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ（制限）		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	70%		160
A7	2127	通所型サービス一体的サービスの提供加算（制限）	チ 一体的サービスの提供加算		480単位加算	70%	480		
A7	2102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 1（制限）	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1 88単位加算	70%	88		
A7	2103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2（制限）		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 2 176単位加算	70%	176		
A7	2022	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 1（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1 72単位加算	70%	72		
A7	2023	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 2（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 2 144単位加算	70%	144		
A7	2026	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 1（制限）		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1 24単位加算	70%	24		
A7	2027	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 2（制限）		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2 48単位加算	70%	48		
A7	2104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3 月に 1 回を限度）		100単位加算	70%	100	
A7	2028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	70%	200	
A7	2105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ（制限）	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6 月に 1 回を限度）		20単位加算	70%	20	
A7	2030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ（制限）		(2) 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6 月に 1 回を限度）		5単位加算	70%	5	
A7	2106	通所型サービス科学的介護推進体制加算（制限）	ヲ 科学的介護体制推進体制加算		40単位加算	70%	40	1 回につき	
A7	2031	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1（制限）	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	所定単位数の 59/1000 加算	70%		106
A7	2032	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1（制限）		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 43/1000 加算	70%		77
A7	2033	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1（制限）		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 23/1000 加算	70%		41
A7	2034	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1（制限）		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3) で算定した単位数の 90％加算	70%		37
A7	2035	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1（制限）		(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3) で算定した単位数の 80％加算	70%		33
A7	2036	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2（制限）	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 2	所定単位数の 59/1000 加算	70%		214
A7	2037	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2（制限）		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 43/1000 加算	70%		156
A7	2038	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2（制限）		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 23/1000 加算	70%		83
A7	2039	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2（制限）		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3) で算定した単位数の 90％加算	70%		75

A7	2040	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2（制限）	ヨ 介護職員 処遇改善加算	定員超過の場合、 または看護・介護 職員が欠員の場合	(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	事業対象者・ 要支援 1	(3)で算定した単位数の 80%加算	70%	66	1 月につき
A7	2041	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1・減算 1（制限）			(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1,259単位の59/1000 加算	70%	74	
A7	2042	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1・減算 1（制限）			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1,259単位の43/1000 加算	70%	54	
A7	2043	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1・減算 1（制限）			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		1,259単位の23/1000 加算	70%	29	
A7	2044	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1・減算 1（制限）			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	70%	26	
A7	2045	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1・減算 1（制限）			(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(3)で算定した単位数の 80%加算	70%	23		
A7	2046	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・減算 1（制限）			(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,535単位の59/1000 加算	70%	150	
A7	2047	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・減算 1（制限）			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		2,535単位の43/1000 加算	70%	109	
A7	2048	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・減算 1（制限）			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		2,535単位の23/1000 加算	70%	58	
A7	2049	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・減算 1（制限）			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	70%	52	
A7	2050	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・減算 1（制限）	(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(3)で算定した単位数の 80%加算	70%		46			
A7	2051	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1・減算 2（制限）	事業所と同一建物 に居住する者又は 同一建物から利用 する者に通所型 サービス（独自） を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,422単位の59/1000 加算	70%	84		
A7	2052	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1・減算 2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1,422単位の43/1000 加算	70%	61		
A7	2053	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1・減算 2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		1,422単位の23/1000 加算	70%	33		
A7	2054	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1・減算 2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	70%	30		
A7	2055	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1・減算 2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	70%	26		
A7	2056	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・減算 2（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,869単位の59/1000 加算	70%	169		
A7	2057	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・減算 2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		2,869単位の43/1000 加算	70%	123		
A7	2058	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・減算 2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		2,869単位の23/1000 加算	70%	66		
A7	2059	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・減算 2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	70%	59		
A7	2060	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・減算 2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	70%	53		
A7	2061	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1（制限）	タ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	所定単位数の12/1000 加算	70%	22		
A7	2062	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1（制限）		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000 加算	70%	18		
A7	2063	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2（制限）		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	所定単位数の12/1000 加算	70%	43		
A7	2064	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2（制限）		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000 加算	70%	36		
A7	2065	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・減算 1（制限）	レ 介護職員 等特定処遇 改善加算	定員超過の場合、また は看護・介護職員が欠 員の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,259単位の12/1000 加算	70%	15	
A7	2066	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・減算 1（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		1,259単位の10/1000 加算	70%	13	
A7	2067	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・減算 1（制限）			(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,535単位の12/1000 加算	70%	30	
A7	2068	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・減算 1（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		2,535単位の10/1000 加算	70%	25	
A7	2069	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・減算 2（制限）		事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物 から利用する者に通所 型サービス（独自）を 行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,422単位の12/1000 加算	70%	17	
A7	2070	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・減算 2（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		1,422単位の10/1000 加算	70%	14	
A7	2071	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・減算 2（制限）			(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,869単位の12/1000 加算	70%	34	
A7	2072	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・減算 2（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		2,869単位の10/1000 加算	70%	29	
A7	2073	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1（制限）	ソ 通所型サービスベースアップ 等支援加算	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 1	所定単位数の11/1000 加算	70%	20		
A7	2074	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 2（制限）		通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 2	所定単位数の11/1000 加算	70%	40		
A7	2075	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・減算 1（制限）	ツ 通所型 サービス ベースアッ プ等支援加 算	定員超過の場合、また は看護・介護職員が欠 員の場合	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 1	1,259単位の11/1000 加算	70%	14	
A7	2076	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 2・減算 1（制限）			通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 2	2,535単位の11/1000 加算	70%	28	
A7	2077	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・減算 2（制限）		事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物 から利用する者に通所 型サービス（独自）を 行う場合	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 1	1,422単位の11/1000 加算	70%	16	
A7	2078	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 2・減算 2（制限）			通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 2	2,869単位の11/1000 加算	70%	32	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	4001	通所型サービス11・定超（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	70%	1,259	1 月につき
A7	4002	通所型サービス11日割・定超（制限）			59単位			41	1 日につき
A7	4003	通所型サービス12・定超（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,535	1 月につき
A7	4004	通所型サービス12日割・定超（制限）			119単位			83	1 日につき
A7	4005	通所型サービス21回数・定超（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位			305	1 回につき
A7	4006	通所型サービス22回数・定超（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位			313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目								
A7	5001	通所型サービス11・人欠（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	70%	1,259	1 月につき
A7	5002	通所型サービス11日割・人欠（制限）			59単位			41	1 日につき
A7	5003	通所型サービス12・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,535	1 月につき
A7	5004	通所型サービス12日割・人欠（制限）			119単位			83	1 日につき
A7	5005	通所型サービス21回数・人欠（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位			305	1 回につき
A7	5006	通所型サービス22回数・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位			313	

別表第2-3（第6条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防通所介護相当サービス

A7 介護予防通所介護相当サービス サービスコード表（4割負担用）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	3001	通所型サービス11（制限）	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	60%	1,798	1月につき	
A7	3002	通所型サービス11日割（制限）			59単位	60%	59	1日につき	
A7	3003	通所型サービス12（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位	60%	3,621	1月につき	
A7	3004	通所型サービス12日割（制限）			119単位	60%	119	1日につき	
A7	3005	通所型サービス21回数（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月1回から4回まで）	436単位	60%	436	1回につき	
A7	3006	通所型サービス22回数（制限）			447単位	60%	447		
A7	3113	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11（制限）	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 18単位減算	60%	1,780	1月につき	
A7	3114	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割（制限）			1単位減算	60%	58	1日につき	
A7	3115	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12（制限）			事業対象者・要支援 2 36単位減算	60%	3,585	1月につき	
A7	3116	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割（制限）			1単位減算	60%	118	1日につき	
A7	3117	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算21（制限）		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 4単位減算	60%	432	1回につき	
A7	3118	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算22（制限）			事業対象者・要支援 2 4単位減算	60%	443		
A7	3119	通所型サービス業務継続計画未実施減算11（制限）		業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 18単位減算	60%	1,762	1月につき
A7	3120	通所型サービス業務継続計画未実施減算11日割（制限）				1単位減算	60%	57	1日につき
A7	3121	通所型サービス業務継続計画未実施減算12（制限）	事業対象者・要支援 2 36単位減算			60%	3,549	1月につき	
A7	3122	通所型サービス業務継続計画未実施減算12日割（制限）	1単位減算			60%	117	1日につき	
A7	3123	通所型サービス業務継続計画未実施減算21（制限）	ロ 1月当たりの回数を定める場合		事業対象者・要支援 1 4単位減算	60%	428	1回につき	
A7	3124	通所型サービス業務継続計画未実施減算22（制限）			事業対象者・要支援 2 4単位減算	60%	439		
A7	3011	通所型サービス11・同一建物1（制限）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	60%	1,422	1月につき	
A7	3012	通所型サービス12・同一建物2（制限）		事業対象者・要支援 2 752単位減算	60%	2,869	1回につき		
A7	3125	通所型サービス21・同一建物3（制限）		事業対象者・要支援 1 94単位減算	60%	342			
A7	3126	通所型サービス22・同一建物3（制限）		事業対象者・要支援 2 94単位減算	60%	353		1回につき	
A7	3111	通所型サービス11日割・同一建物1（制限）		事業対象者・要支援 1 12単位減算	60%	47	1回につき		
A7	3112	通所型サービス12日割・同一建物2（制限）		事業対象者・要支援 2 25単位減算	60%	94			
A7	3007	通所型サービス中山間地域等提供加算（制限）			所定単位数の 5 % 加算		60%		1月につき
A7	3008	通所型サービス中山間地域等加算日割（制限）		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 % 加算		60%		1日につき
A7	3009	通所型サービス中山間地域等加算回数（制限）	所定単位数の 5 % 加算		60%		1回につき		
A7	3013	通所型生活向上グループ活動加算（制限）	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	60%	100	
A7	3010	通所型サービス若年性認知症受入加算（制限）	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	60%	240	
A7	3100	通所型サービス栄養改善加算（制限）	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	60%	50	
A7	3015	通所型サービス栄養改善加算（制限）	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	60%	200	
A7	3016	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ（制限）	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	60%	150	
A7	3101	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ（制限）		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	60%	160	
A7	3127	通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	60%	480	
A7	3102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 1（制限）	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1 88単位加算	60%	88	1月につき	
A7	3103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2（制限）			事業対象者・要支援 2 176単位加算	60%	176		
A7	3022	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 1（制限）		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1 72単位加算	60%	72		
A7	3023	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 2（制限）			事業対象者・要支援 2 144単位加算	60%	144		
A7	3026	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 1（制限）		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1 24単位加算	60%	24		
A7	3027	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 2（制限）			事業対象者・要支援 2 48単位加算	60%	48		
A7	3104	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ（制限）	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	60%	100	
A7	3028	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ（制限）		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	60%	200	
A7	3105	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ（制限）	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	60%	20	
A7	3030	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ（制限）		(2) 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	60%	5	
A7	3106	通所型サービス科学的介護推進体制加算（制限）	ヲ 科学的介護体制推進体制加算			40単位加算	60%	40	
A7	3031	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1（制限）	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	所定単位数の59/1000 加算	60%	106	
A7	3032	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1（制限）		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の43/1000 加算	60%	77	
A7	3033	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1（制限）		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の23/1000 加算	60%	41	
A7	3034	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1（制限）		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	60%	37	
A7	3035	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1（制限）		(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	60%	30	
A7	3036	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2（制限）		(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 2	所定単位数の59/1000 加算	60%	214	
A7	3037	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2（制限）		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の43/1000 加算	60%	156	
A7	3038	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2（制限）		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の23/1000 加算	60%	83	
A7	3039	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2（制限）		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	60%	75	

A7	3040	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2（制限）			(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	60%	66	
A7	3041	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1・減算 1（制限）	ヨ 介護職員 処遇改善加算	定員超過の場合、 または看護・介護 職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,259単位の59/1000 加算	60%	74	1 月につき
A7	3042	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1・減算 1（制限）			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1,259単位の43/1000 加算	60%	54	
A7	3043	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1・減算 1（制限）			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		1,259単位の23/1000 加算	60%	29	
A7	3044	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1・減算 1（制限）			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	60%	26	
A7	3045	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1・減算 1（制限）			(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	60%	23	
A7	3046	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・減算 1（制限）			(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,535単位の59/1000 加算	60%	150	
A7	3047	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・減算 1（制限）			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		2,535単位の43/1000 加算	60%	109	
A7	3048	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・減算 1（制限）			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		2,535単位の23/1000 加算	60%	58	
A7	3049	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・減算 1（制限）			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	60%	52	
A7	3050	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・減算 1（制限）			(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	60%	46	
A7	3051	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 1・減算 2（制限）	事業所と同一建物 に居住する者又は 同一建物から利用 する者に通所型 サービス（独自） を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,422単位の59/1000 加算	60%	84		
A7	3052	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 1・減算 2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1,422単位の43/1000 加算	60%	61		
A7	3053	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 1・減算 2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		1,422単位の23/1000 加算	60%	33		
A7	3054	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 1・減算 2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	60%	30		
A7	3055	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1・減算 2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	60%	26		
A7	3056	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ 2・減算 2（制限）		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,869単位の59/1000 加算	60%	169		
A7	3057	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ 2・減算 2（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		2,869単位の43/1000 加算	60%	123		
A7	3058	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ 2・減算 2（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		2,869単位の23/1000 加算	60%	66		
A7	3059	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ 2・減算 2（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算	60%	59		
A7	3060	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2・減算 2（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算	60%	53		
A7	3061	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1（制限）	タ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	所定単位数の12/1000 加算	60%	22		
A7	3062	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1（制限）		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000 加算	60%	18		
A7	3063	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2（制限）		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	所定単位数の12/1000 加算	60%	43		
A7	3064	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2（制限）		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000 加算	60%	36		
A7	3065	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・減算 1（制限）	レ 介護職員 等特定処遇 改善加算	定員超過の場合、ま たは看護・介護職員が 欠員の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,259単位の12/1000 加算	60%	15	
A7	3066	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・減算 1（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		1,259単位の10/1000 加算	60%	13	
A7	3067	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・減算 1（制限）			(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,535単位の12/1000 加算	60%	30	
A7	3068	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・減算 1（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		2,535単位の10/1000 加算	60%	25	
A7	3069	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1・減算 2（制限）		事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物 から利用する者に通所 型サービス（独自）を 行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 1	1,422単位の12/1000 加算	60%	17	
A7	3070	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1・減算 2（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		1,422単位の10/1000 加算	60%	14	
A7	3071	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2・減算 2（制限）			(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者・ 要支援 2	2,869単位の12/1000 加算	60%	34	
A7	3072	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2・減算 2（制限）			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		2,869単位の10/1000 加算	60%	29	
A7	3073	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1（制限）	ソ 通所型サービスベースアップ 等支援加算	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 1	所定単位数の11/1000 加算	60%	20		
A7	3074	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 2（制限）		通所型サービスベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	60%	40		
A7	3075	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・減算 1（制限）	ツ 通所型 サービス ベースア ップ等支 援加算	定員超過の場合、ま たは看護・介護職員が 欠員の場合	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 1	1,259単位の11/1000 加算	60%	14	
A7	3076	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 2・減算 1（制限）			通所型サービスベースアップ等支援加算		事業対象者・ 要支援 2	2,535単位の11/1000 加算	60%	
A7	3077	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 1・減算 2（制限）		事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物 から利用する者に通所 型サービス（独自）を 行う場合	通所型サービスベースアップ等支援加算	事業対象者・ 要支援 1	1,422単位の11/1000 加算	60%	16	
A7	3078	通所型サービスベースアップ等支援加算Ⅰ 2・減算 2（制限）			通所型サービスベースアップ等支援加算		事業対象者・ 要支援 2	2,869単位の11/1000 加算	60%	

定員超過の場合		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
サービスコード	種類 項目						
A7	6001	通所型サービス11・定超（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259 1 月につき
A7	6002	通所型サービス11日割・定超（制限）			59単位		41 1 日につき
A7	6003	通所型サービス12・定超（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535 1 月につき
A7	6004	通所型サービス12日割・定超（制限）			119単位		83 1 日につき
A7	6005	通所型サービス21回数・定超（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位		305 1 回につき
A7	6006	通所型サービス22回数・定超（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位		313 1 回につき

看護・介護職員が欠員の場合		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
サービスコード	種類 項目						
A7	7001	通所型サービス11・人欠（制限）	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員が欠員 の場合 ×70%	1,259 1 月につき
A7	7002	通所型サービス11日割・人欠（制限）			59単位		41 1 日につき
A7	7003	通所型サービス12・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535 1 月につき
A7	7004	通所型サービス12日割・人欠（制限）			119単位		83 1 日につき
A7	7005	通所型サービス21回数・人欠（制限）	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 （月 1 回から 4 回まで）	436単位		305 1 回につき
A7	7006	通所型サービス22回数・人欠（制限）		事業対象者・要支援 2 （月 1 回から 8 回まで）	447単位		313 1 回につき

別表第 2－4（第 6 条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 通所型サービス A

その① 1 割負担の場合（保険給付率 9 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1005	1 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 9 0 %	863	1 月につき
A7	1003	1 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 9 0 %	1,438	
A7	1004	1 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 9 0 %	2,897	
A7	1006	1 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 9 0 %	208	1 回につき
A7	1001	1 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 9 0 %	349	
A7	1002	1 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 1 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 9 0 %	358	

その② 2 割負担の場合（保険給付率 8 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1015	2 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 8 0 %	863	1 月につき
A7	1012	2 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 8 0 %	1,438	
A7	1013	2 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 8 0 %	2,897	
A7	1016	2 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 8 0 %	208	1 回につき
A7	1011	2 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 8 0 %	349	
A7	1020	2 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 1 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 8 0 %	358	

その③ 3 割負担の場合（保険給付率 7 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1025	3 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 7 0 %	863	1 月につき
A7	1022	3 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 7 0 %	1,438	
A7	1023	3 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 7 0 %	2,897	
A7	1026	3 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 7 0 %	208	1 回につき
A7	1021	3 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 7 0 %	349	
A7	1030	3 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 7 0 %	358	

その④ 4 割負担の場合（保険給付率 6 0 %）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1035	4 割 通所型サービス A11（短時間）	イ 通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満	保険給付率 6 0 %	863	1 月につき
A7	1031	4 割 通所型サービス A11（1 日）		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上	保険給付率 6 0 %	1,438	
A7	1032	4 割 通所型サービス A12		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度） （旧サービス経過措置）	保険給付率 6 0 %	2,897	
A7	1036	4 割 通所型サービス A11（短時間）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間未満 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 6 0 %	208	1 回につき
A7	1033	4 割 通所型サービス A11（1 日）回数		事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度） 1 回あたり 4 時間以上 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	保険給付率 6 0 %	349	
A7	1034	4 割 通所型サービス A12 回数		事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで （旧サービス経過措置）	保険給付率 6 0 %	358	

別表第 4（第 6 条関係）

由布市介護予防・日常生活支援事業費単位数表 介護予防支援事業

その①（保険給付率 1 0 0 %）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援 1・要支援 2		442単位	442
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算		742単位	742
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算		742単位	742
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算		1,042単位	1,042
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援 1・要支援 2	438単位	438
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・高齢者虐待防止未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	738単位	738
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	738単位	738
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,038単位	1,038
AF	1009	介護予防ケアマネジメントA・業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援 1・要支援 2	438単位	438
AF	1010	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	738単位	738
AF	1011	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	738単位	738
AF	1012	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,038単位	1,038
AF	1013	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算 業務継続計画未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援 1・要支援 2	434単位	434
AF	1014	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算	734単位	734
AF	1015	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ハ 委託連携加算	734単位	734
AF	1016	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・委託連携加算・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未実施減算		イ 介護予防ケアマネジメント費 ・ ロ 初回加算 ・ ハ 委託連携加算	1,034単位	1,034

1 月につき